

部内限

地 発第0820002号
基監発第0820001号
職首発第0820001号
職保発第0820001号
職需発第0820001号
平成20年8月20日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房 地方 課 長
厚生労働省労働基準局 監督 課 長
厚生労働省職業安定局 首席職業指導官
雇用保険 課 長
需給調整事業 課 長

オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等
に係る留意事項について

標記については、平成20年8月20日付け地発第0820001号、基発第0820001号、職発第0820002号「オールテイク株式会社の許可の取消しに伴う派遣労働者等への支援等について」（以下「連名通達」という。）により通達されたところであるが、その実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 労働局における対応に係る留意事項（連名通達記の2関係）

連名通達記の2により労働局総務部企画室に設置した特別相談窓口においては、窓口又は電話によりオールテイクの派遣労働者、従業員及び派遣先からの相談を受けるものであるが、「公共職業安定所への誘導」は、職業相談、職業紹介及び雇用保険に係る相談を求める派遣労働者及び従業員について行うほか、労働者の確保のため公共職業安定所に直接求人を申し込もうとする派遣先の事業主等の誘導を含むものとする。

また、「労働基準監督署等」への誘導は、労働基準監督署のほか雇用均等室に誘導することが考えられるものであるが、必要ならば取扱部局と事前に調整する等、関係部局間で密接に連携しつつ、相談内容に応じた的確な誘導を行うこと。

さらに、「相談窓口及び電話番号のホームページ等による周知」の具体的取組として、特別相談窓口を設置した労働局のホームページ上に、「オールテイクの派遣労働者等の皆様へ（相談窓口のご案内）」等として分かりやすく掲示すること。

なお、特別相談窓口を設置しない労働局については、平成20年2月28日付け職発第0228003号「労働者派遣法等の違反の防止・解消に向けた一層の取組等について」の記の4に基づく相談窓口において、本件の問い合わせ等に対応すること。

2 公共職業安定所における対応に係る留意事項（連名通達記の3関係）

- (1) 連名通達記の3により公共職業安定所において職業相談、職業紹介等を行うものであるが、求職者等からオールテイクに対する指導（公共職業安定所に出された求人条件の内容に関する事項を除く。）を求める相談、問合せ等があった場合は、その内容に応じて、必要ならば取扱部局と事前に調整する等、関係部局間で密接に連携しつつ、労働局需給調整事業担当部局、労働基準監督署等に的確な誘導を行うこと。
- (2) 連名通達記の3(2)について、離職票の交付等、雇用保険に係る取扱いは、別途通知するので、適切に対応すること。

3 労働基準監督署における対応に係る留意事項（連名通達記の4関係）

連名通達記の4により労働基準監督署において労働条件に関する相談対応等を行うものであるが、職業相談及び職業紹介や雇用保険受給手続を求める相談、問合せ等があった場合は、公共職業安定所の特別相談窓口への誘導を行う等、公共職業安定所との連携を図ること。